

PFIの推進に関する提言

国・地方ともに財政状況の厳しさが増し、高度経済成長期に集中して整備されたインフラの更新ニーズが増大するなか、必要なインフラの新規投資や更新、効率的運営に対し、民間のノウハウ・技術・資金を活用するプライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)の適切な導入は重要な役割を果たすものと期待される。関経連では、経済財政委員会金融・資本市場専門委員会を中心に「PFIの推進に関する提言」を取りまとめ、8月9日に発表し、政府・与野党の関係方面へ提出した。

提言発表の背景

2011年のPFI法の改正により、PFI対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権(コンセッション方式)の導入など、PFI推進のための制度の拡充がはかられた。また、PFI事業を資金調達面で支援する政府主導の官民連携インフラファンドが2012年度中の設立に向けて準備が進められている。

しかしながら、わが国のPFI事業においては、官民の適切なリスク分担のもと、民間が意欲的に事業に参画し、創意工夫を発揮できるような制度がまだ十分に整っていない。資金調達の面においても、施設的设计・建設から運営にまで至る事業の各段階やリスクに応じた多様な資金供給が行われる環境については未整備である。こうしたことから、PFI事業の適切な活用と普及拡大をはかるため、官から民へという公共部門の組織・業務の効率化と改革を促しつつ、民間の創意工夫を発揮できる規制・制度改革と環境整備を求める提言を「PFIの推進に関する提言～官から民へ、民間の創意工夫を活かすインフラ事業の推進～」として取りまとめた。

提言のポイント

民間の創意工夫によるPFI推進

(1)政府の推進体制の抜本的見直し
政府は、PFIで事業化する場合、民間が適切なリスク分担を取り事業採算性が見込まれるものとなるよう、民間の創意工夫の発揮を妨げる規制・制度の改革、官民の適切なリスク分担に必要な措置、官民のイコールフットイングをはかるための税制上の措置などを早急に講じていく必要がある。このため、総理を会長として全閣僚で構成するPFI事業推進会議(現行の民間資金等活用事業推進会議を改称)が司令塔として、必要な措置を政府一体で推進していくべきである。

民間の知恵を集め、民間の目線で必要な改革や措置を実現する上で、司令塔の推進会議のもとに、国内外のインフラプロジェクトの経験が豊富な民間の専門家を中心に構成するPFI事業推進委員会(現行の民間資金等活用事業推進委員会を改称、改組)を置くことが必要である。本推進委員会が、規制・制度改革や必要な措置内容を企画立案し、司令塔の推進会議を通じて実現をはかるものとするべきである。また、本推進委員会は、PFI事業

のモニタリングを行い、具体的な事例に基づいたボトルネック抽出と解決策の立案を行うことを重要な役割とする必要がある。

(2)規制・制度改革のさらなる推進

政府の推進体制の抜本的見直しにより、当会の要望(「PFI活用促進のための制度改革に関する提言」、2010年11月10日発表)のうち、いまだ実現していない以下の7つの規制・制度改革に早急に着手すべきであるとあらためて求める。

- ①PFIの事業企画の段階より、アイデア提案公募など、民間からの自由な発案を促進し、優れた発案に対しては事業者選定の際に加点評価する仕組みを設けること。
- ②諸外国の例を参考に、発注者と民間事業者が十分な意思疎通を行い、双方の負担を軽減しながら優良な事業者が絞り込まれていくという、多段階選抜・競争的対話方式を採用すること。
- ③社会経済の環境変化、技術革新などにあわせて、民間事業者から自治体に対し、公共サービス内容の見直しの要望があった場合には、自治体側は迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- ④民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるよう、必要な内部留保が非課税扱いと

なる修繕積立金制度を創設すること。

- ⑤PFI事業における特別目的会社(SPC)の持分(株式、劣後債)について、事業期間中に第三者への譲渡ができるようにすること。
- ⑥民間事業者が正確な事業採算性の検討や十分なデューデリジェンス(事業前の資産状況の確認)を行えるようにするため、政府や自治体は、インフラ事業における設計、建設、維持管理、資産、負債、キャッシュフロー、設備稼働率などのデータの整理、蓄積、公開をはかること。
- ⑦更新投資でPFIを有効に活用していくため、民間事業者が事業性を確保できるよう、収益性のある付帯事業の実施(行政財産の商業利用など)を広く容認するなど、民間事業者が更新投資に積極的に参入できるような制度上の手当てや規制改革を講じること。

PFIへの民間資金の適切な活用

(1)資金調達の多様化とリスク分担

PFI事業の資金調達については、金融機関の融資のみならず、資本市場からのエクイティ資金の調達(株式発行)など、調達方法を多様化することにより、インフラファンドの育成とあわせて、個人も

含めた幅広い投資家の資金を呼び込むことが必要である。

そのためには、官民で適切なリスク分担が行われることが極めて重要である。特に、コンセッション方式などによる独立採算型の大規模なインフラの運営(国際空港など)については、外的要因による需要の不確実性があり、民間にとって長期のリスク評価が非常に困難であることから、官民のリスク分担のバランスがとれるよう、需要変動リスクを官民双方で負担することや、官民の協議により利用料金の水準を柔軟に変更できることをあらかじめ決めておくことが必要である。

(2)官民連携インフラファンド

現在、政府においては、2012年度中にPFI事業に民間資金の供給を促進させることを目的とした官民連携インフラファンドを設立予定である。政府資金を呼び水に資金調達先の多様化が期待される。それゆえ、官民連携インフラファンドを担う民間資金等活用事業推進機構は、民間の目線で投融資を行うという方針を明確にし、省庁出身者中心の運営や新たな天下り先とならないようにすべきである。また、機構の役職員は、民間出身者が過半数を占めることとし、国内外のインフラ

プロジェクトや金融・財務、法務などに精通した優秀な民間人材の参画を求めるべきである。機構には、国内外の民間資金を呼び込むプロモーション事業およびPFI導入効果や制度の啓発も重要な役割とする必要がある。

さらに、わが国でのインフラファンドの健全な育成のためにも、個人投資家も含めた幅広い民間投資のインセンティブとなる税制上の措置(金融所得課税の軽減)を講じることが必要である。

提言の要望活動

8月29日、民主党の成長戦略・経済対策PTの官民連携小委員会に佐藤公平・金融・資本市場専門委員長(野村證券常務大阪駐在)等が出席し、提言の説明を行った。直嶋正行PT座長、田村謙治小委員長からは、提言をしっかりと受けとめ、よく検討していきたいとのコメントがあった。当会では提言の実現に向けて、引き続き政府や与野党の関係者への理解促進活動に取り組む。

(理事 藤原幸則)

*提言全文は関経連ホームページを参照。

オーストラリアのPPP事業とインフラファンドの調査団を派遣

金融・資本市場専門委員会では、2012年2月にオーストラリア(シドニー、メルボルン)へ調査団を派遣。PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)事業とインフラファンドの実態について視察とヒアリングを行った。

オーストラリアでは、インフラ整備への民間資金の活用が重要政策と位置づけられており、政府の委員会が司令塔となって制度や政策を整え、企業や投資家の信頼を高めつつ、PPP事業を普及させている。規制の変更や税制整備など、民間のニーズに政府が柔軟に対応している。PPP事業の資金については、年金基金など投資家からの調達が一般的であり、インフラファンドが重要な役割を担っている。本調査団で得られた知見は提言の取りまとめにも活用している。



道路のPPP事業を扱うリンクング・メルボルン・オーソリティを訪問